

京都府保健医療計画の中間見直しの概要

1 計画の趣旨

急速な少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医師の地域偏在、医療・介護・福祉連携（いわゆる地域包括ケア）等の課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制の構築を目指す。

2 計画の位置付け

法定計画である医療計画（根拠：医療法第30条の4）、健康増進計画（根拠：健康増進法第8条）等を一体として策定

3 中間見直し

医療法第30条の6の規定により、3年ごとに下記事項について、情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施

<主な見直し内容>

- ・京都府医師確保計画（令和2年3月）に定める、医師偏在指標、医師確保の方針、施策の方向性等について、本計画に盛り込み
- ・看護職員需給推計（令和2年3月）で推計した、令和7年に必要な需給数について、本計画に位置付け
- ・国による認知症施策推進大綱（令和元年6月）の策定を踏まえた新たな取組を追加
- ・新型コロナウイルス感染症などの疾病対策に関する事項を追加

4 計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

5 パブリックコメント

令和2年12月17日（木）～令和3年1月7日（木）実施

<結果> 2個人、4団体、計14項目の意見有

<主な意見>

- ・救急時の電話相談窓口は、救急抑制を目的とした事業ではなく、府民等の安心・安全の提供、高齢者が安心して在宅療養できる体制の推進のためのものであり、修正が必要。
- ・認知症は、色々な原因により脳細胞の働きが悪くなるなどしたために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている「状態」を指すため、それらを踏まえた修正が必要。

【主な対策】

第1部 総論

◆第2章 計画の性格と期間

項目	現行の内容	中間見直しの内容
計画の性格	<p>○本計画は、医療提供体制の確保を図るために定める「医療計画」、住民の健康増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、「きょうと健やか21」及び「肝炎対策を推進するための計画」を一体として定めた、京都府における保健医療の方針を明らかにする基本計画として策定。</p> <p>○「京都府地域包括ケア構想」を具体化するため、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府がん対策推進計画」、「京都府歯と口の健康づくり基本計画」、「京都府障害福祉計画及び京都府障害児福祉計画」、「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し（医療費適正化計画）」「関西広域救急医療連携計画」など関連する他の計画との整合を図り、一体的な事業の推進を行う。</p>	<p>○関連する計画等として、「京都府依存症等対策推進計画」、国が策定した「認知症施策推進大綱」を追加</p> <p>○令和2年3月に策定した、本計画の一部となる「京都府医師確保計画」に定める医師偏在指標、医師確保の方針、施策の方向性等について盛り込む旨を追加</p>

◆第3章 計画の基本方向

項目	現行の内容	中間見直しの内容
認知症対策	<p>○認知症サポート医の養成や医療従事者に対する認知症対応力向上研修の充実</p> <p>○京都認知症総合センターの整備などとぎれない医療・介護が受けられる仕組みづくり</p> <p>○レスパイトの充実等、家族への支援強化</p>	<p>○認知症対策について、新たな取組を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・本人発信支援、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みの整備及び異業種連携による認知症にやさしいモノやサービスの創出の促進

第2部 各論

◆第1章 地域の保健医療を支える人材の育成及び基盤の整備

項目	現行の内容	中間見直しの内容
保健医療従事者の確保・養成	<p>〈医師〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療に従事する医師のキャリア形成のため、臨床研修、専門研修のプログラム策定を支援 ○地域医療体験実習の推進や、大学における地域医療教育の充実支援 ○医療勤務環境改善支援センターとの連携を強化し、医師等にとって働きやすい職場環境を整備 <p>〈看護師〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナースセンターを人材確保の拠点として、関係機関等と連携し、再就業支援や未就業者の潜在化防止対策を実施 ○北部看護師等の確保・定着に向け、北部看護職支援センターでの復職支援研修や相談等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府医師確保計画に定める以下事項について追加 <ul style="list-style-type: none"> ・医師偏在指標 ・医師確保の方針 ・地域ごとの医師確保の方向性 ・重点領域の設定 ・外来医師偏在指標 ・外来医療機能の偏在是正 ○看護職員需給推計で推計した令和7年(2025年)に必要な需給数について追加 ○京都府医師確保計画に定める「医師確保に係る施策」について追加
リハビリテーション体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○北部地域を統括する拠点を中心に、総合リハビリテーションをさらに推進 ○リハビリテーションについて専門性を持った医師、理学療法士・作業療法士等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府総合リハビリテーション連携指針について追加

◆第2章 患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立

項目	現行の内容	中間見直しの内容
周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ○総合周産期母子医療センターと周産期医療2次病院等を中心とした搬送体制や受入体制の強化 ○各医療機関が有する医療機能に応じて病床利用の最適化を図るとともに、後方搬送受入協力病院制度の活用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府医師確保計画に定める周産期体制について追加 ○周産期医療体制について、新たな取組を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・京都府周産期医療体制強化に関する協定 ・「総合周産期母子医療センター」の指定 ○産科医療従事者の確保等について、新たな取組を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・京都府地域医療支援センター(KMCC)の活用 ・大学や医療機関と連携した専門研修プログラムの充実や地域医療確保奨学金による特別加算制度の拡充 ・産科医の確保を図るため、分娩手当の支給や当直手当の維持・拡充、産婦人科専攻医に対する研修手当の支給等処遇改善を促進
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ○初期・二次・三次の救急医療体制と早期に治療開始できる体制の整備・充実 ○救急医療機関での救命後、円滑に転院や在宅療養に繋ぐ連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の電話相談窓口(#7119)設置について追加
へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地等の医療提供体制の充実 ○地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府医師確保計画に定める少数区域や医師少数スポットについて追加
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ○京都式地域包括ケア推進機構の構成団体による医療・介護・福祉の連携強化 ○地域の状況に応じ、病院、診療所での訪問診療、訪問看護を支援 ○在宅医療地域包括ケアサポートセンター等関係団体の設置する在宅支援拠点等と連携し、訪問診療等の機能を強化・拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府医師確保計画、京都府高齢者健康福祉計画に定める在宅医療について追加 ○在宅医療機関施設数の一覧を追加

◆第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供

項目	現行の内容	中間見直しの内容
高齢期の健康づくり・介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイルやロコモティブシンドロームの予防等に向けた知識の普及や、高齢者の社会参加を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険法等の改正について追加 ○高齢期の健康づくり・介護予防について、新たな取組を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場における高齢者の健康づくりやフレイル予防の支援を行う、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職の養成について追加
精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ○うつ病、依存症、児童・思春期精神疾患等、疾患別の対策を推進（連絡会議、相談体制整備等） ○精神科救急医療の充実 ○関係機関と連携した伴走型支援など、入院患者の地域移行、退院患者の地域定着を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び「京都府依存症等対策推進計画」で定める内容を追加
認知症	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポート医の養成や医療従事者に対する認知症対応力向上研修の充実 ○京都認知症総合センターの整備など、とぎれない医療・介護が受けられる仕組みづくり ○レスパイトの充実等、家族への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○国が策定した「認知症施策推進大綱」を踏まえた、新たな取組を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進 等 ・市町村における認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備 等
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○事前対応型行政の更なる推進 ○感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・検査体制の拡充 ・医療体制の確保 ・感染防止対策等 ・ワクチン接種体制の確保 ・今後の対策の方向性 等